

**旧名称：宮城青果連合商業協同組合発行
くだもの・野菜商品券（額面500円）
払い戻し実施のお知らせ**

旧名称：宮城青果連合商業協同組合発行のくだもの・野菜商品券（額面500円）の使用につきましては、平成25年6月29日（土曜日）をもって終了いたしました。

つきましては、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき払い戻し手続きを実施いたしますので、当該商品券の未使用券をお持ちのお客様は、下記期間内に払い戻しのお申し出をいただきますようお願いいたします。

尚、この期間内にお申し出のない場合は、当該払い戻しの手続きから除斥されますのでご了承ください。

（種類） 表面に発行元が「宮城青果連合商業協同組合」と記載されている額面500円のくだもの・野菜商品券

（払戻期間） 自 平成25年7月 1日
至 平成25年9月30日
(月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで。ただし、水曜日が市場休市日の場合は除きます)

（払戻申出場所） 宮城仙台青果商業協同組合 事務所
〒984-0015 仙台市若林区御町4-3-1
(TEL) 022-232-8073
(FAX) 022-235-4932
(URL) www.miyasen.or.jp

（払戻方法） 対象の商品券を上記払戻申出場所にご持参ください。当該商品券1枚につき額面どおり500円にて払い戻しいたします。ご来所できない場合は、上記電話番号までご連絡ください。

払い戻しを行うくだもの・野菜商品券

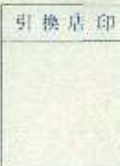
表面



裏面

くだもの・野菜商品券のご利用について

1. このくだもの・野菜商品券は、全加盟店で、くだものまたはその加工品とお引きかえいたします。加盟店名は「取扱店名簿」をごらんください。
2. くだもの・野菜商品券は、制限なくいつでもご利用になれます。
3. くだもの・野菜商品券で現金とのお引きかえはいたしません。
4. くだもの・野菜商品券の盗難、紛失または滅失に対し、当組合はその責任を負いかねます。
5. 発券店印のないもの、引換店名押印済みのものは無効です。



このくだもの・野菜商品券は、左記「くだもの好きな青い鳥」のマークのある宮城・東京・横浜・浜松・名古屋・京都・大阪・神戸・広島の加盟店でご利用になれます。

